

令和6年5月吉日

保護者様

岡崎市立藤川小学校  
校長 佐橋 康仁

## 暴風・暴風雪警報・特別警報発令時における登下校について（依頼）

新緑の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は、本校の教育活動に対し、ご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて近年、異常気象による自然災害が、日本各地で起きています。本校は、「岡崎市」の気象警報・注意報により対処を行っております。保護者の皆様も気象情報に注意し、下記のような対応にご協力ください。なお、隨時学校情報メール配信等で連絡をさせていただきます。

記

### 1. 「暴風・暴風雪警報」が発表された場合

#### (1) 登校前に発表

午前6時までに解除	平常どおり登校
午前11時までに解除	午後1時から始業（通学班で登校。集合時刻は通常の5時間後）
午前11時以降も継続	臨時休校

※ただし、この場合も、通学路の安全を確かめてから登校させる。途中に危険があると思われる場合は、学校や保護者の判断で自宅に待機させる。保護者が判断した場合は『オンライン欠席連絡』で学校に連絡する。（電話での連絡は集中してつながらない場合がある。）

※保護者の判断で自宅待機する場合、必ず同じ通学班の班長などに通学班で登校しないことを伝える。

#### (2) 登校後に発表

全児童を安全に帰宅できると判断	授業を中止し、職員が通学団ごとに付き添い、速やかに通学団下校
帰宅は危険・困難と判断	校内で待機。保護者へ迎え等を依頼

### 2. 「特別警報」が発表された場合

#### (1) 登校前に発表

- ① 児童を登校させない。
- ② 解除後も災害等の状況を把握し、学校又は保護者が安全に登校できると判断するまで登校させない。

#### (2) 登校後に発表

- ① 即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に関する情報収集を行う。児童の生命及び安全確保のため、学校に待機させるか、保護者への引き渡しをするかを迅速に判断する。
- ② 児童を学校に待機させる場合は、解除後も情報収集に努め、安全に下校させることができると判断するまでは下校させない。

※1・2の「警報」が発表されていないが、異常気象により児童生徒の安全確保に困難が予想される場合居住する地域の災害状況により、安全に登校できないと認められる場合、児童は自宅待機とし、登校させない。また、安全に下校できない場合も校内待機とし、必要があれば保護者に迎え等を依頼する。

### 3. 地震発生時及び南海トラフ地震等に関連する情報が発表された場合

#### (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表

- ・児童を保護する方法、避難経路の再確認等、地震に備えた施設及び設備の再点検を行う。

#### (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は（巨大地震警戒）発表

- ・落ち着いて行動し、テレビ・ラジオ等から正確な情報を収集するよう努める。

**在校時** 避難マニュアルに沿って行動し、グランド等安全な場所に避難。保護者に迎え等を依頼する。  
事情により下校できない場合は、学校内の安全な場所で待機させる。

**登下校時** 危機管理マニュアルに基づき、速やかに帰宅させる等、適切な対応をする。  
**在宅時** 休校とし、登校させない。学校再開の時期等を保護者に連絡する。

#### (3) 事前に情報なしで地震発生

**在校時** 危機管理マニュアルに沿って、児童の安全確保に努める。また校舎、体育館、運動場など、校内外の被害状況を把握する。直ちに保護者に連絡をし、引き渡しの依頼等をする。

**在宅時** 臨時休校や授業再開の時期など、必要に応じて保護者に連絡する。